



熊本県公報

号外 第 2 0 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 31 日(日)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県税条例等の一部を改正する条例	(税務課) 2

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 災害等による期限の延長
知事等が指定する災害等による申告期限等の延長規定から、総務大臣が地方税関係手続用電子情報処理組織の故障等による申告期限等の延長を除外することとした。(第 1 5 条関係)
 - (2) 個人県民税
地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 3 0 条関係)
 - (3) 自動車取得税
 - ア 申告納付の規定に、地方税共同機構を経由する規定を追加することとした。(第 8 9 条関係)
 - イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置及び税率の特例措置について、対象範囲を見直し、当該自動車の取得期限を平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3、附則第 8 条の 3 の 2 関係)
 - ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、対象範囲を見直し、当該自動車の取得期限を平成 3 1 年 9 月 3 0 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3 の 4 関係)
 - (4) 自動車税
 - ア 徴収の方法の特例規定に、地方税共同機構を経由する規定を追加することとした。(第 1 0 5 条の 2 関係)
 - イ グリーン化税制に係る関係規定の整理を行うこととした。(附則第 9 条、附則第 9 条の 2 関係)
 - (5) 不動産取得税
 - ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の対象となる当該住宅の取得期限を平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 7 条の 2 関係)
 - イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の対象となる当該住宅の取得期限を平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 8 条関係)
 - ウ 宅地建物取引業者による一定の改修工事対象住宅の取得に係る税額の減額措置の対象となる当該住宅の取得期限を平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 2 関係)
 - エ 宅地建物取引業者による一定の改修工事対象住宅用地の取得に係る税額の減額措置の対象となる当該住宅の取得期限を平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 2 第 3 項関係)
 - (6) 狩猟税
 - ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)に規定する対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る狩猟税を課さないものとする特例措置の適用期限を平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 1 3 条の 2 第 1 項関係)
 - イ 鳥獣保護管理法に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の狩猟者登録に係る狩猟税を課さないものとする特例措置の適用期限を平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 1 3 条の 2 第 2 項関係)

- ウ 鳥獣保護管理法の許可を受けて、その許可に係る捕獲に従事した者の狩猟者登録に係る狩猟税の軽減の特例措置の適用期限を平成 36 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 13 条関係)
- (7) その他規定の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
- 2 熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正【第 2 条】地方税法の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割及び種別割の規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 (2) は平成 31 年 6 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 31 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 30 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第 1 条 熊本県税条例(昭和 29 年熊本県条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号の 2 中「第 15 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。
 第 15 条第 1 項中「ときは」の次に「、法第 20 条の 5 の 2 第 2 項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第 2 項中「(前項の規定の適用がある者を除く。)」を削る。
 「認める者」を「認めるもの」に、「に上る規定を定める」を「適用がある場合を除き」を加え、次に「前項又は法第 20 条の 5 の 2 第 2 項の規定の適用がある場合を除き」を加え、次に「又は法第 20 条の 5 の 2 第 2 項」を加え、「、当該行為をすべし」と改める。

第 30 条第 2 項中「第 37 条の 2 第 3 項」を「第 37 条の 2 第 1 2 項」に改める。
 第 89 条第 7 項中「及び」を「を」に改め、法第 74 7 条の 2 第 1 項の規定により法第 76 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(第 105 条の 2 において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、法第 76 1 条に規定する地方税共同機構(第 105 条の 2 において「地方税共同機構」という。)を経由して、「場合」を「ときは」に改める。
 第 105 条の 2 中「及び」を「を」に改め、法第 74 7 条の 2 第 1 項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第 7 条の 2 及び第 8 条中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 8 条の 2 第 1 項中「この項において」を「この項及び第 3 項において」に、「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改め、同条第 3 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 8 条の 3 第 1 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に改め、同条第 2 項中「(第 84 条第 1 項の)」を「(第 84 条第 2 項に規定する)」に、「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に改め、同項第 4 号ア(ア) a 中「及び次条」を「、次条及び附則第 8 条の 3 の 4」に改め、同項第 5 号中「。次条」の次に「及び附則第 8 条の 3 の 4 第 2 項第 4 号」を加え、同号ア(ア)及び(イ)中「及び次条」を「、次条及び附則第 8 条の 3 の 4 第 2 項第 4 号」に改め、同項第 6 号中「。次条」の次に「及び附則第 8 条の 3 の 4 第 4 項第 5 号」を加え、同号ウ(ア) a 中「平成 28 年 1 月 1 日」の次に「(車両総重量が 3.5 トンを超え 7.5 トン以下のものであれば、平成 30 年 10 月 1 日)」を、「次条」の次に「及び附則第 8 条の 3 の 4 第 4 項第 5 号」を加え、同号ウ(ア) b 中「及び次条」を「、次条及び附則第 8 条の 3 の 4 第 4 項第 5 号」に改める。

附則第 8 条の 3 の 2 第 2 項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が 2.5 トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 1 項に規定するものに限る。)」に、「第 13 項」を「第 12 項」に、「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。
- イ 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成

17年ガソリン軽中量車基準に定めらるる窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 (2) エネルギー消費効率以上であること。を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第8条の3の2第5項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第14項を「附則第4条の5第15項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第13項を「附則第4条の5第10項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第12項を「附則第4条の5第9項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第11項を「附則第4条の5第8項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第10項を「附則第4条の5第7項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第9項を「附則第4条の5第6項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第8項を「附則第4条の5第5項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第7項を「附則第4条の5第4項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第6項を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第5項を「附則第4条の5第2項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第4項を「附則第4条の5第1項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第3項を「附則第4条の5第1項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第2項を「附則第4条の5第1項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第4条の5第1項を「附則第4条の5第1項」に改め、同項第1号の次に次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
 ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 (2) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第8条の3の2第5項第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第11項に規定するもの
 ア 次のいずれかに該当すること。
 (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号の次に次のように改める。
 附則第8条の3の2第6項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第15項に規定するものに限る。)」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。
 (1) 次のいずれかに該当すること。
 ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 (2) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。
 (1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第16項に規定するもの
 ア 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 (2) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。
 (1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第16項に規定するもの
 ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第17項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第26項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第27項」を「附則第4条の5第20項」に改める。

附則第8条の3の4第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4号第5項とし、第3号を削り、同項第2号ア中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6第6項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第4項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の6第8項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の4第2項第1号中「附則第8条の3の2第2項第1号」を「附則第8条の3の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の6第5項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の4第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第8条の3の2第4項第1号」を「附則第8条の3の2第4項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同項第3号中「附則第8条の3の2第4項第2号」を「附則第8条の3の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第8条の3の2第5項第2号ウ」を「附則第8条の3の2第5項第3号ウ」に改め、同条第4項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「附則第8条の3の2第7項第2号」を「附則第8条の3の2第6項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号ア中「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第13項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第14項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「附則第8条の3の2第6項第1号」を「附則第8条の3の2第6項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第 1 項第 3 号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第 1 項第 3 号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第 1 項第 3 号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第 1 項第 4 号ア	4,500円	1,500円
	5,500円	1,500円
	6,500円	2,000円
	3,900円	1,000円
第 1 項第 4 号イ	6,000円	1,500円
	7,000円	2,000円
	8,500円	2,500円
	5,300円	1,500円
第 1 項第 5 号ア	12,000円	3,000円
	27,500円	7,000円
	17,500円	4,500円
	8,500円	2,500円
第 1 項第 5 号イ	16,000円	4,000円
	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
	36,000円	9,000円
	23,500円	6,000円
	11,000円	3,000円
第 2 項第 1 号	3,700円	1,000円

	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第 2 項第 2 号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第 4 項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円

附則第 9 条第 4 項を同条第 2 項とし、附則第 9 条第 5 項中「附則第 5 条の 2 第 1 5 項」を「附則第 5 条の 2 第 1 2 項」に、「附則第 5 条の 2 第 1 6 項」を「附則第 5 条の 2 第 1 3 項」に、「第 3 項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第 1 項第 1 号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第 1 項第 1 号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第 1 項第 2 号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第 1 項第 2 号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円

	6,300円	3,200円
	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第 1 項第 3 号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第 1 項第 3 号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第 1 項第 3 号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第 1 項第 4 号ア	4,500円	2,500円
	5,500円	3,000円
	6,500円	3,500円
	3,900円	2,000円
第 1 項第 4 号イ	6,000円	3,000円
	7,000円	3,500円
	8,500円	4,500円
	5,300円	3,000円
第 1 項第 5 号ア	12,000円	6,000円
	27,500円	14,000円
	17,500円	9,000円
	8,500円	4,500円
第 1 項第 5 号イ	16,000円	8,000円
	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
	36,000円	18,000円
	23,500円	12,000円
	11,000円	5,500円
第 2 項第 1 号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円

第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円
第4項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円

附則第9条第5項を同条第3項とする。
 附則第9条の2第1項中「前条第2項から第5項まで」を「前条第2項又は第3項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第2項から第5項まで」を「同条第2項又は第3項」に改める。
 附則第13条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。
 附則第13条の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「にあっては」を「には」に改める。
 (熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
 第2条 熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成31年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。
 第1条のうち、熊本県税条例第100条の次に7条を加える改正規定(第100条の6第5項に係る部分に限る。)中「及び」を「を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(第105条の2において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構(第105条の2において「地方税共同機構」という。)を規定して、」に、「場合」は「この条」を「有しないもの」と改め、同条第9条第1項の改正規定「有しないものをいう。以下この条を「規定するものをいう。次項第2号」に改め、「一般乗合用バス」に」の次に、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第1号の改正規定中「初回新規登録」にの次に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第2号の改正規定中「初回新規登録」にの次に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に」を加え、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項を同条第2項とする。
 同改正規定中「同条第3項を削る」に改め、同条第4項を削る。同条第5項を同条第2項とする。
 7 施行日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の自動車税の種別割に係る改正後の県税条例第104条第4項の規定の適用については、「この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更前の所有者が熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成31年熊本県条例第12号)第1条の規定による改正前の熊本県税条例(以下この項において「改正前の県税条例」という。)第100条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して改正前の県税条例に規定する自動車税を課されないとき」とする。

- 附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本県税条例第30条第2項の改正規定は、平成31年6月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
 3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。